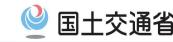
## (参考)徴収猶予許可通知書の確認方法 🥝 国土交通省



## 有効な年度であることを確認

(特別要件及務本) 的基本	住 所 所在地							
	氏 名	様						

○○都道府県知事又は○○市区町村長

日に地方税法附則第59条第1項の規定により申請があった撤収の潜予については、次のとおり許可

年度	裁目	Ħ	納期日	. 8	額		本税以外 (延滞金等)	的付書委号等	<b>#</b>	微权避子許可期間				
ŧ.						P				納無限の翌日から	×		±τ	月間
L									<b>☆無限の翌日から</b>	٠		主で	月間	
										納期限の翌日から	٠		±τ	月間
										納期限の翌日から	٠	÷	źτ	月日
										納期限の翌日から	٠		±τ	月月
	<b>∂</b> #													
						2000				内に、OO知事又はO 起算して3月以内であ			0.000	
					てきな	< #C	ます。)。 密査	請求書は、	正的:直	提出しなければなりま	せん。	\$8,	密查請	求害
			ることが" る数決を)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	り、当	該審	請求に対する教	臭があった	عد∈ Q.	った日の翌日から起算	しても	月以内	it, or	口部
		1000				W. C.			1.00	町村長となります。)、	1000			1000
を記する	ことがで	684	(宏智,	本概查審就首	に対す	も枚	があったことを	口った日の	翌日からは	記算して 6月以内であ	っても	、当該	裁決の	Bo
型日から	経算して	1年を	経過する。	上処分の取消	しの頭	元七	起することができ	まなくなり	KT.	ただし、次の①から	DAT	のいず	れかに	装当
628	4、審查	請求に	対する統治	見せ経ないて	処分の	政治	の訴えを提起す	もことがで	827.0	D審査請求があった日	の翌日	から起	算して	3月
<b>そびはしても参泳がないとき、使める、めるの新行文は手</b>														

連絡先: ○○都道府県又は○○市区町村

を経ないことにつき正当な理由があるとき。

課名 担当名

登録番号(車両番号)を確認

許可期間を過ぎていないことを確認